



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 ニコン  
代表者 取締役社長 牛田 一雄  
(コード番号 7731 東証第一部)  
問合せ先 経営戦略本部 広報・IR 部長 豊田 陽介  
(電話番号 03-6433-3741)

## 当社業務執行取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年度より当社業務執行取締役および執行役員（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下「業務執行取締役等」という）に対するインセンティブプランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入し、同年度に本制度に基づくインセンティブプラン（以下「本プラン」という）を実施しておりますが、業績連動性を一層高めるべく、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において本制度の一部改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、当該一部改定は、既に設定されている本信託（下記(ご参考)(2)③において定義されます。以下同じです）に係る信託契約の実質的な内容の変更を伴うものではありません。

また、当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 152 期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、本制度についても、既存の取締役に対する報酬枠に代えて、移行後の監査等委員以外の取締役に対する報酬枠を改めて設定することにつき、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 152 期定時株主総会に付議する予定です。

### 記

本制度において、以下の点を一部改定します。

#### <改定点>

従前、対象期間中に業務執行取締役等を退任すること又は海外赴任等により国内非居住者となることで本制度の対象者でなくなった者（以下「途中離脱者」という）には、途中離脱者となった時に業績達成度等を考慮することなく累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行う（下記(ご参考)(1)において定義されます。以下同じです）こととしておりましたが、今般、途中離脱者に対しても対象期間終了後に業績達成度等を考慮した数の当社株式等を交付等を行うことといたします。詳細は、次のとおりであります。

- (1) 本制度の対象である業務執行取締役等が本制度の対象期間中に退任する場合（自己都合により退任した場合を除く）は、対象期間終了後に、退任時までの累積ポイント数に業績連動係数（下記(ご参考)(6)(※5)参照。以下同じです）を乗じて算出したポイント数に応じた当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。
- (2) 本制度の対象である業務執行取締役等が本制度の対象期間中に国内非居住者となった場合は、対象期間終了後に国内非居住者となった時点までの累積ポイント数に業績連動係数を乗じて算出したポイント数に応じた当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(ご参考)

本制度および本プランの内容について

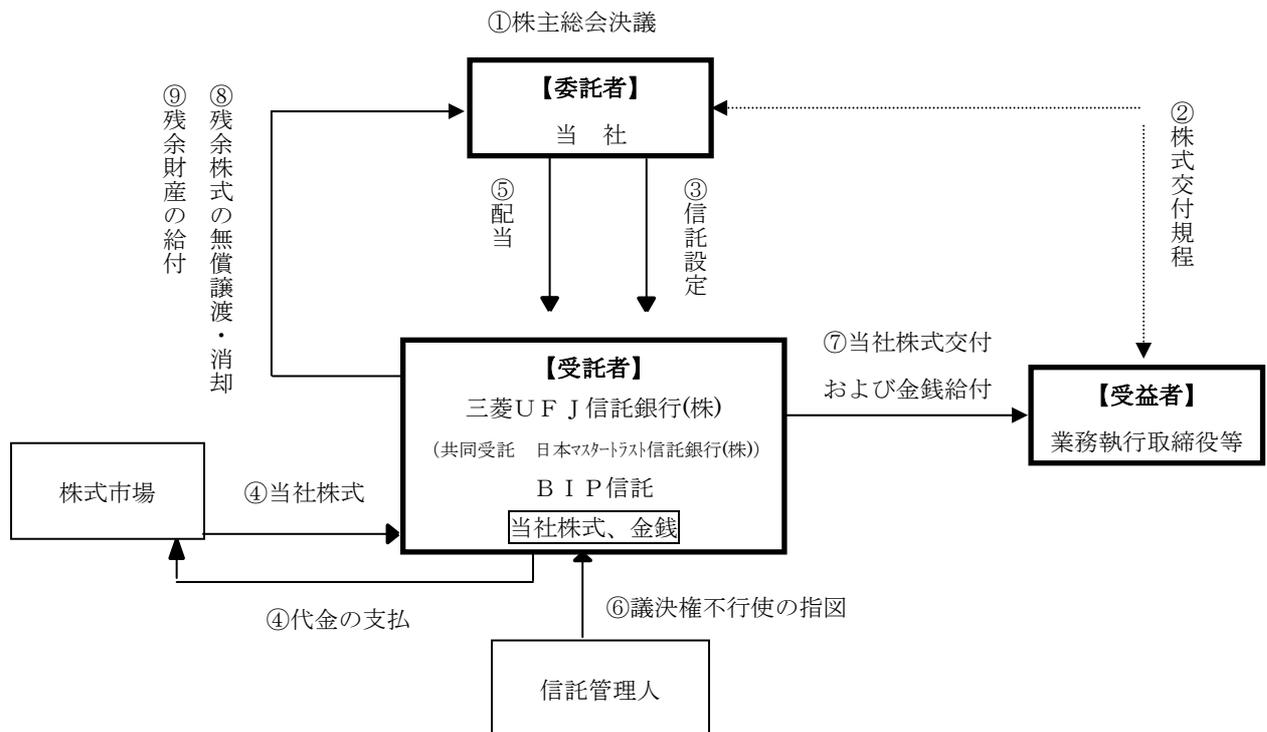
(1) 本制度および本プランの概要

本制度は、中期経営計画の最終事業年度における業績達成度等に応じて3年毎に当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を役員報酬として交付および給付（以下「交付等」という）するインセンティブプランです。

本制度に基づく各インセンティブプランは、信託の設定又は信託期間の延長が行われた日が属する事業年度（以下「基準年度」という）から連続する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とします。本プランの対象期間は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3年間とします。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託 ※（以下「BIP信託」という）と称される仕組みです。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託が取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて当社業務執行取締役等に交付するものです。



- ① 当社は、本制度の導入に関して、平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会において役員報酬の決議を得ております。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において株式交付規程を制定しております（なお、今回の改定に伴い、株式交付規程を一部改定します）。
- ③ 当社は、①の第151期定時株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、受益者要件を充足する当社業務執行取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という）を設定いたしました。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦ 受益者要件を満たした当社業務執行取締役等は、信託期間中に、当社の株式交付規程に従い、本信託から当社株式の交付を受けます（なお、信託契約の定めに従い、信託内で一定割合の当社株式を換価して、一定割合については、金銭の給付を受けます）。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社業務執行取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する当社業務執行取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、第 151 期定時株主総会および第 152 期定時株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数（下記(8)に定める）の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

### (3) 本制度に係る株主総会決議

第 151 期定時株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取得する株式数の上限その他必要な事項を決議しました。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い手続上必要となることから、これらと実質的に同内容の議案を、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 152 期定時株主総会に改めて付議する予定です。なお、信託期間の延長を行う場合（下記(5)参照）は、第 151 期定時株主総会および第 152 期定時株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

### (4) 本制度の対象者（受益者要件）

当社業務執行取締役等は、受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント（下記(6)に定める）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

本制度における受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 基準年度における定時株主総会（本プランにおいては第151期定時株主総会）終了後の取締役会終結の時に当社業務執行取締役等として在任していること（※1）（※2）（※3）（※4）
- ② 国内居住者であること
- ③ 解任等により退任したものや在任中に一定の非違行為があったものでないこと
- ④ 下記(6)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1) 受益者要件を充足する業務執行取締役等が退任する場合（自己都合により退任した場合を除く）においては、対象期間終了後に退任時までの累積ポイント数に業績連動係数を乗じて算出したポイント数に応じた当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

(※2) 受益者要件を充足する業務執行取締役等が当社業務執行取締役等の在任中に死亡した場合においては、速やかに死亡時までの累積ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該業務執行取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(※3) 対象期間中に国内非居住者となった場合は、当社業務執行取締役等を退任した者と同様に取り扱い、対象期間終了後に累積ポイント数に業績連動係数を乗じて算出したポイント数に応じた当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(※4) 基準年度における定時株主総会（本プランにおいては第151期定時株主総会）終了後の取締役会終結の時に本制度の対象者でなかった者が対象期間中に新たに本制度の対象者となった場合、かかる者は、当該対象期間における本制度の対象者には含みませんが、その対象者である業務執行取締役等と同様に在任期間に応じた株式交付ポイントが付与され、下記(5)に従って本信託を継続した場合には、継続後の信託から、継

続後の信託の対象となる期間に付与される株式付与ポイントに対応する当社株式等に加えて、上記の対象期間に付与されていた株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を受けることがあります。

(5) 信託期間

本プランに係る信託期間は、平成 27 年 8 月 11 日から平成 30 年 8 月末日までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間毎に、第 151 期定時株主総会および第 152 期定時株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、業務執行取締役等に対するポイントの付与を継続します。

但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（業務執行取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、第 151 期定時株主総会および第 152 期定時株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(6) 業務執行取締役等に交付される当社株式数

信託期間中の毎年 6 月 1 日（同日が営業日でない場合には、翌営業日とする）に、当社業務執行取締役等に対して、以下の算定式に基づきポイントが付与され、3 事業年度毎の中期経営計画で設定する最終事業年度の末日直後の 6 月（本プランにおいては平成 30 年 6 月）に、3 年間の累積ポイント数に業績連動係数(※5)を乗じて算出したポイント（以下「株式交付ポイント」という）に基づき、代表取締役、社外取締役および社外有識者で構成される報酬審議委員会による審議および提言を経て、交付株式数を決定します。1 ポイント当たりの当社株式は 1 株とします。(※6)

(ポイント算定式)

役位別基本報酬額(※7)×役位別比率(※8)÷信託の株式平均取得単価（小数点以下の端数は切捨）  
(株式交付ポイント)

3 年間のポイント累積×業績連動係数

(※5)業績連動係数は 3 事業年度毎の中期経営計画で設定する最終事業年度（本プランにおいては平成 30 年 3 月期）の連結売上高および連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定します。

(※6)信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(※7・8)「役位別基本報酬額」や「役位別比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合などを考慮して決定します。

(7) 当社業務執行取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した業務執行取締役等に対して、3 事業年度毎の中期経営計画で設定する最終事業年度の末日直後の 6 月（本プランにおいては平成 30 年 6 月）に、株式交付ポイントに基づいた当社株式等の交付等を行います。

(8) 本信託に拠出される信託金の額および本信託から交付される当社株式の数

当社が、本信託へ拠出する信託金の金額は12億円(※9)を上限といたします。

(※9)本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

なお、第151期定時株主総会においては、本制度について拠出することのできる金額の上限を12億円として承認決議を行っており、第152期定時株主総会においても、これと実質的に同内容の議案を付議する予定です。この決議がなされた場合、当社が本制度に拠出できる信託金の金額は、決議された上限に服することになります。

本信託において、上記(6)により交付される当社株式の総数は、73万株を上限とします。この上限交付株数は、上記の信託金上限額を踏まえて、株価等を参考に設定されています。

(9) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(8)の株式取得資金および上限交付株数の範囲内で、株式市場からの取得の方法により行います。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(7)により当社業務執行取締役等に対する交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられません。

(12) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託内の当社株式に係る配当は、本信託の信託報酬・信託費用に充てられますが、その後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社および当社業務執行取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上